

会 議 ・ 行 事 の 記 録

決 裁 区 分	町 長	副 町 長	課 長	課長補佐	係 長	合 議	起 案
決 裁 月 日					起案者		

会議の名称	令和4年度 第1回八雲町国民健康保険運営協議会						
日 時	9月16日(金) 14:00 ~ 15:30			場 所	役場 3階 議員控室		

会 議 ・ 行 事 の 処 理 顛 末

◆出席者 — 10名

委員)

町、事務局)

1. 開 会 課長

只今から、令和4年度第1回八雲町国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日の協議会には、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員より欠席する旨の申し出がありましたので、報告申し上げます。

それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。

課長)

この運営協議会は自治基本条例により、一般公開することとなっています。また、会議録を作成し、これを公表するという事になっていますが、会議録における個人名は公表しないということになっていますので、どうか忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。

それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。

副町長からご挨拶申し上げます。

副町長)

皆様こんにちは。本日は令和4年度第1回国民健康保険運営協議会に大変お忙しい中ご出席を賜りましてありがとうございます。また、皆様方には日頃から町政の推進、国保運営に対しましてご尽力をいただきましてお礼申し上げます。本来であります町長がここに参りまして皆様方にご挨拶を申し上げますところでございますが、本日、公務出張で不在でございますので代わって私の方からご挨拶申し上げます。

八雲町国民健康保険の運営にあたりましては、令和3年度決算では単年度収支で約、1,000万円の黒字決算、約4,500万円の余剰金が発生したところでございます。

また、令和4年度の決算見込みについて、でございますが、現時点において令和3年度と同程度の

決算を見込んでいるところでございます。国保税の収納率については収納対策や滞納整理の効果がございまして、現年度課税分、滞納繰越分ともに前年度を上回っている状況でございます。

しかしながら、被保険者数が年々減少傾向にございまして国保税の減少が懸念されているところでございます。更に、保険給付費は被保険者の高齢化や医療の高度化によりまして今後も医療費は増え続けるものと想定しているところでございます。

税率改正につきましては3年毎に検討、改正を行っているところでございますが、新型コロナによる影響から令和2年度から令和3年度の所得の落ち込みが著しいとして令和4年度、改正を見送ったところでございます。令和5年度の税率改正につきましてはこの後、議事でご提案をさせていただき事としておりますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

引き続き厳しい財政運営を強いられている状況にございますけれども、今後も税の適正賦課、収納率の向上、歳出では医療費の適正化に努め町民の健康維持・推進を図りながら取り組んでいく所存であります。

本日皆様方にご協議頂いた事項につきましては、今後の国保運営に反映させていただくと共に適切に運営して参りますので、運営協議会では忌憚のないご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

課長)

副町長におかれましては他の用務がございましてここで退席させていただきます。

それでは会長よりご挨拶をお願いします。

会長)

委員の皆様こんにちは。第1回の運営協議会ですけれども、皆様には慎重にご審議をお願いいたします。

課長)

ありがとうございました。本日の出席者を確認いたします。本日の出席者は定数9名中6名の出席となっております。よって、第1回国保運営協議会が成立していることをご報告いたします。

つきましては、規程よりまして会議の議長は会長が務める事となっておりますので、これからの議事進行については会長をお願いいたします。

会長)

それでは本日の議事録署名委員を指名させていただきます。本日の署名委員に〇〇委員と〇〇委員の2名をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、さっそく議事に入りたいと思います。最初に報告事項(1)につきまして、事務局から説明をいただきたいと思っております。

(係長より (1) について説明)

会長)

令和3年度国保会計決算報告について説明をいただきましたが何か質疑ございませんか。

特に無い様であればよろしいでしょうか。

続きまして報告事項(2)について事務局から説明をお願いします。

(係長より (2) について説明)

会長)

令和4年度決算見込みについて説明をいただきましたが何か質疑ございませんか。

会長)

決算見込みについて多めに見込んでいるとの事ですがどのあたりでしょうか。

係長)

歳出は年度の半分まで執行されていない状況ですので、今後、医療費に関しましても、新型コロナウイルスの影響もあり、どの程度伸びていくのか、また、受診控え等あり減少していくのかが不明でありますので、出ていくであろう最大限の額で見込んでおります。

課長)

予算という部分で、特に税収の部分で、先ほど係長からも説明がありましており予算ベースでは約90%と見込むのが最近の傾向としてあります。これは94%、95%で見込んだ場合に歳入欠陥となり予算が成立しないということを回避するために、入ってくるお金は最小限、歳出は、年度途中の決算としては予算全額支出されるであろうという考えでありますので、ご理解いただければと思います。

会長)

他に何か質疑ございませんか。

他に特になければ次に進んでよろしいでしょうか。

続きまして報告事項(3)について事務局から説明をお願いします。

(係長より (3) について説明)

会長)

八雲町国保の概況について説明をいただきましたが何か質疑ございませんか。

〇〇委員)

保険税の収納の事です、収納率が令和3年度94.47%との事です、目標としては何%でしょうか。目指すところは100%でしょうけども、9・・・何%でしょうか。

課長)

収納率については委員おっしゃる通り目指すところは100%だという風にはなりませんけれども、現年度分の徴収率につきましては特に目標設定をしているという訳ではございません。

ただし、税込確保の為に前年度並みに93なり94なりを下回らないように目標を設定しておりますが、到達ポイントという様な目標は設定していないのが現状でございます。

〇〇委員)

現実として払わなかった場合、延滞税がつくと納付書には書いてありますが、それよりも、納められなかった方への対応はどのような対応が主になっているのでしょうか。

課長)

まず、4年度から委員おっしゃるように延滞金の厳格な徴収が始まっております。納期から遅れた部分を割合に応じて日数分お支払いいただくという部分はおっしゃる通りです。

あと、お支払い頂けない方への納付対策としては、まずは、納期が過ぎれば督促状、その後、催告書、これだけの部分が収められておりません。このまま納められない状況が続くとこうゆう対処をします。その対処が何かというと、強制徴収ということで、八雲町は国保税ですから他の税と同じような対応で強制徴収、役場が財産の差し押さえ、現金の差し押さえ等の財産調査を行うこととなります。

最近では財産調査が主流となっております。調べられる限りの預金、次に、生命保険の部分も調べさせていただいております。財産調査を行った場合には、ご本人様にも財産調査があった旨が知られると思いますので、そういった中で、尚且つ納めて頂けない場合は強制執行という形で強制的に町の方で収納していくというのが現在行われている滞納処分です。

あとは、土地や家屋や固定資産の部分は、財産としては結構高額な部分にはなりますが、現実問題として抵当の部分の優先順位の問題がありまして、他の金融機関の抵当権が先についている部分があって、2番抵当、3番抵当でそういう部分の財産処分は中々現実的にはできない状況でございます。

滞納者の方をどうしているかという部分は、財務課の納税係の方で他の税と一緒にいらっしゃいますが、財産を調べさせていただき、発見した場合にはそれを税に充てさせていただく処分をとっております。

しかし、税金は翌年度課税で前年度の所得を基にしているもので、現年度分が前年度分と大きく急変する方も居るので、長らく滞納されている方でどうしても収入が見込めない方や、病気をされていて、

今後、収入が回復することが見込まれない方は税をもうこれ以上徴収することが不可能となり、最終的に、徴収不能、不能欠損となり、債権放棄という形で処理せざるを得ない場合もあるということもご理解願います。

〇〇委員)

徴収できなというのは、大体、これは全部、単年度で%で出ていますよね、ですからあれですけど大体、今までのあれで何%位あったのでしょうか。住所が変わってしまって、住民票を移した方なんかはできないわけですよね。

課長)

日本国内にいらっしゃれば。

〇〇委員)

依頼はできるのですか。

課長)

調査をして、銀行なり、財産は調査することはできますし、もちろん他の町に徴収依頼という形でまあ道内であればそこまでしませんが、東京等に転出された方は何々区に徴収依頼ということも税法上、制度としてできますので。ただし、先ほど言ったように債権調査が預金ですとか生命保険が主流となっていますので、そういった部分は文章で出来ますので、八雲町役場で取り組むことはできると思います。

先ほど申しあげました不能欠損がいくらかというのは、大変申し訳ありませんが資料を持って来ておりませんのと、徴収部門から詳しい資料をいただかないといけないのですが、全てが全て不能欠損している訳ではございませんが、年度によっては若干あるということでご理解をお願いします。

〇〇委員)

徴収の順位としては、国保は下の方、ま、下の方っていうか、徴収順位ね、未納の方はいろんな税金がありますよね、そういう方はいろんなものが今引っかかっているかもしれませんが、そうなると国保の位置としては、どんな、最初にもらえるという訳ではなく、書類で徴収できるという位置ではない訳ですね。国保は。国保の保険税は

課長)

税金については、先ほど申しあげたとおり、町道民税、町で集めている税金、道民税も含めて町道民税、あと、固定資産税、あと、少し性質は違いますが軽自動車税、で、国保税という税金が主流ですが、委員がおっしゃるように、じゃあ何の税金から納めていただくのだという部分は、その方の色々な部分を考えてはいかなければいけないのですけれども、国保を後にするとか先にするとかではなくて、基本的には横並びで考えていると捉えていただければと思います。

滞納処分で言い忘れた部分がありました。高額になったり、困難案件の部分は、渡島桧山滞納整理

機構という事務処理組合を作っております。各町から職員を派遣して滞納整理を専ら専門にやっている事務組合がございます。そちらの方にも困難案件を徴収依頼して、毎年1億円位の徴収効果ということで、確か3年度も1億円位の徴収効果があって、それで滞納繰越分の解消に繋がっているものと思います。

先ほど言ったように財産の部分の調査ですとかの部分は中々役場単体でやりきれない部分は難しい部分があるのですが、事務組合ではそういった部分を見込んでやっておりますし、注意喚起ではないのですが、そういった厳格な対応をとるといった事が皆様にも伝わって納税に繋がっている部分も少なからずあるかと思っております。

〇〇委員)

注意喚起を、あの、やっぱり不公平感なくという感覚がなければやっぱり納税者の気持ちとしてそこが重要だと思うのですね。ですから、そこはちょっとはっきりした方がと思ったのですが。はい、大体分かりました。

課長)

お叱りを受ける部分も十分あります。きちんと払っている方と払っていない方で、基本的人権の部分に関わっていく、病院受診を止めるという訳にはいきませんので、保険証を使う方がきちんと払っていない部分は相互扶助の考え方で保険制度自体が揺らいでしまうという部分も、私共も十分重く受け止めています。滞納整理についてはかなり厳しくやらせていただいています。

ただし、特別なご事情等があってもどうしても経済状況が悪くなって払えなくなってしまう方もおりますので、それは十分な納付相談等を行って法に則って処理できる形を模索しながら処理している部分です。最終的に不能欠損になってしまう部分もあるのですが、最近、現年度部分についても92%台だった時期もありましたけど、それが93後半から94%、2年から3年で0.94ポイント上がりましたので、出来れば95%、96%という様に上がっていく事を期待しているところです。

委員おっしゃる通り不公平感が一番大事だと思っておりますので、きちんと払っている方が割をくうような制度であってはいけないと肝に命じてやっていきたいと思っております。

〇〇委員)

永遠の課題。額の多い少ないはあるけれども滞納に関しては永遠の課題で、払えない人から取るのかという風になれば色々な問題が出てくるというのものもあるから、やっぱりなるべく払ってもらえるような仕組みをやっぱり取る側もきちんととってもらえれば、病院にかかる人は必ず健康保険の有意性というのは分かっていると思うのでちゃんとお金ができたら払ってもらおうと思って臨まないとか中々払えと言っても強制的には中々いかない。

会長)

収納率は上がってきているのですね。

基金の1億6千万は一般会計からの借りに相当する、これを返すとすれば基金はゼロに近くなるのか。

課長)

この後、協議事項の来年度以降の税率改正にも大きく関わってくるのですけれども、一般会計繰入相当分の処理を含めて今年度の5年度以降の部分、あと、全道統一化になった全道標準税率、全道どこに行っても同じ税率に近づけていく、それに合わせていくスケジュールも後で説明させていただきますがそういうのも含めて財政試算をしております。

八雲町のとるべき方策を協議頂くのを控えておりますのでそちらの方で説明をさせていただきたいと思えます。

〇〇委員)

八雲総合病院の事なのですが、今現在、地域センター病院として高度医療機器による体制が整っていると書かれているのですが、実際、耳にすることが多くて、受診された方が、八雲では手に負えないと紹介されるわけです。

大体が函館、滅多に札幌は無いけど、札幌に行く方もおりますけど、そうしますと、その科によって先生方の出身の、何か良くわからないですけど、大学、そういう系統の病院に紹介がされるというんですよ。

ですから、その事実は私自身が受けたわけではありませんが、身近で何件かそういう風に大体がこの病院に行くのよっていう風に紹介される事が多いというのですがそういうのは把握していますでしょうか。

個々に科によってとか。事例とかそういうのは町のほうでは一切関知しないということですか。

課長)

紹介先の部分は私共、住民生活課の方では情報等は把握出来ておりません。

〇〇委員)

私の知っている限りで良いですか。私も3年ほど前、町立病院で診断を受けて、これは一種の癌ですよと、それで、八雲でやれる範囲でやりますけど手術は最終的には函館、札幌、どちらでも良いですけど選択してください。と言われました。

当初、私は札幌に娘がいるものですから札幌と言いましたけど、ちょうどコロナがまともにかかった時で家族に札幌までわざわざ行ってすることないから函館でと。で、函館で先生お願いしますと言ったら、僕の後輩が函館の何々病院でこれ専門にやっているけど、そこでいいですかという言い方をされました。だから、それでお願いしますということで紹介状を書いてもらって行きました。

その症状によって函館でもどの病院が先端を行っているというのがあります。だから病院もその症状によって何々病院だと分けて、私自身その様に解釈して行きました。患者さんにあんたはここだよ

という風な言い方はしませんでしたね。どちらでもいいですけど、どうしますかと。それでは函館でお願いしますと。それだったらこれは函館で僕の後輩がこういう病院にいるけどそっちの方で進んだ研究をしているからどうですか。ではそれをお願いしますと。

その先生によって言い方が一步通行で言えば捉え方とすれば、なんだという捉え方をするかもしれないし、どの病院でも良い症状だったらどこでも良いですよという先生もいますね。

〇〇委員)

自分で決めてくださいなんて言われたら困りますよね。

〇〇委員)

分からないですからね。

自分はある程度八雲の先生の判断と相談しながらやるしかないのかなと思いますけどね。

課長)

〇〇委員ありがとうございました。住民生活課にはそういう情報までは来ない、まあ、どこの病院にかかったかという結果はレセプト等で回ってきますので把握はできますけど、どういった経緯でその病院に行かれるっていうの把握しきれていないというのが現実です。

ただし、一般論どうか、自分の周りの体験談を、〇〇委員が詳しく話して下さった部分もございますけども、先生がどこで治療をやりますかと聞いた際に、函館にしたとか札幌にしたとかという話は私も聞いたことがあります。

八雲に来ている先生達は道内、北大系と札医系、旭医系、3つの病院がございますけども、どちらかというとな北大系、札医系が多いのかなと思いますけど、どの様な治療を行っているのかというのは、同じ大学の先生方で情報共有があるのかなという部分もあると思いますので、恣意的な部分で誘導的にやっているという風には思っていないんですけど、より事情が分かるのはそういうことなのかなとは一般論として思っております。

ただし、例えば、あそこに行きなさいと、あっち行きたいけどこっち行けと先生に言われたからしょうがなく行ったのだよねってことが無いとは言い切れるものではないので、その場での受け取り方とかもございますので、私の部分で把握していないのは申し訳ありません。

会長)

他に何か質疑ございませんか。

他に特になければ次に進んでよろしいでしょうか。

続きまして協議事項(1)について事務局から説明をお願いします。

(係長より(1)について説明)

課長)

統一保険料の影響という部分、5ページ6ページの部分をもう一度お話しすると、令和4年度はあくまで今年の税額と同じでというベースでありますので、そこは前提として、令和4年度の賦課した保険税と同じであるというベースであるという部分は押さえていただきたいと思います。

今後、後期高齢者へ移行という部分が大量に発生して被保険者、国保の加入者も減っていくというのがあるのですけども、その辺はこれには入っていない部分でどうなっていくかという部分があるのですが、そこを加味しても同じようなシミュレーションが成り立つのではないかという前提だという事をおさえていただきたいと思います。

先ほど言った $\alpha \cdot \beta$ という係数の問題で α というのは何かというと0.5が0になるという部分は、医療費の高い町は、全道統一算定になったのですけども納付金は医療費の高いところは使う部分が大きいということなので納めていただく納付金も割り増しして払ってくださいよっていう風に今なっています。

それが、先ほど八雲町の概況でも説明させていただきましたが、現状としてやむを得ない部分ですけども、旧国立病院があったということで2億円ほどの医療費がずっとかかっていたという部分、国保の算定上、居住地特例というものがあって八雲から転出されても八雲町国保が医療費をみなければならないという部分でその2億円は各町に分散された訳じゃなくて八雲町が今も医療費を払っている形になっています。

そういった部分で α 、医療費が高い町という部分のかかり増し経費が言われています。ただしそれはスタート地点の問題で全道統一算定、どこ行っても全道均一にしますよという移行期間の中で令和6年度からその加算を0にします。要は高い町も低い町もかかり増しというのを止めますというのが令和6年度です。なので、それを考えると3,000万程の納付金が減るという形になります。

それと一般会計からの繰り入れ分、今、8割でみている部分、軽減措置とかですが、均等割、平等割と言いますが、その部分が所得の状況に応じて7・5・2ということで軽減措置がとられています。その部分の繰り入れにつきましても、一般会計からはその額の8割相当を繰り入れになっていますけれどもそれを全道統一で10割を一般会計で繰り入れますよという形。そうすると効果額として2,300万円程のプラスになり納付金が下がるということで合せて北海道へ納める額が4年度ベースで5,000万減ることになります。うちで大体毎年納付金の1割弱が下がることとなります。

その下にあって増える部分も無いのかというと6ページの下段で800万程プラスが増える部分なのですがそれを加味しても5,000万弱のうちにはプラスに働くという事になります。うちは恩恵を被れるグループに入ることが出来ました。ただし、全道を見回しますと今現在の納付金よりも上がるところもあるという部分でうちのはプラスに働くというところでその辺を加味しないでずっとシミュレ

ションしていただきましたので、うちの国保の運営は大変だったのですがそこは道のスケジュールがはっきりと示されましたので令和6年度からかかり増しを止めるという事になっています。

もう一つが後半で説明いたしました課税方式の見直し、皆さん国保に加入されていますので課税明細を見たときにあると思うのですが先ほど言った様に1世帯いくら加入者1人いくら所得割いくら、プラスして資産割といって固定資産税に40%をかけた資産割がいくらという4つの要素で構成されていると思うのですが全道の中で国保税の4方式を使っている町はどんどん減って行って179市町村中66市町村まで落ちています。これはまだ税法上として有効な算定方式ですからどれを採用するかは市町村の裁量に任されていますけれども、全道統一の中では資産割を止めましょうというのが令和8年度に設定されました。

そういった中でうちは否が応でも税率改正は行わなければならないというのが差し迫っている部分があります。現実的に言うと高額所得者の方の限度額を上げて税収としては確保できないという事情がありますので、どうしても均等割、平等割の部分を少しずつ上げるしかないという部分がありますけれどもそれは先ほど言った8割を10割にするといった軽減措置がございますので皆様のご負担を救済していきたいと思いますがまずはそういった形で8年度に税率改正を必ずやらなければならない。その次に令和12年度には全道統一にするゴールも定められましたのでそれに向かって行きます。全道の統一税率は資産割がもちろん入っていませんが八雲町が今設定している税率よりも低い税率に設定されています。資料3の4ページですが、八雲町のシミュレーションで左が納付金及び保険料の必要額ということで令和12年度に向けて下がっていきます。標準保険料率も下がっていくという事で今後必要な部分が下がっていくので、今現在、令和4年度末には2億円位の基金になって2億7千万の返済についても、一応区切りとして国保会計、一般会計の区別がございますので基金については一旦お返ししなければならないのですが、令和6年度以降を見据えたとき十分現在の状況でも余力が発生する、ただし、6年度末に返せるかという1年位厳しいので、2年3年待って下さいという協議をしています。一応、一般会計と特別会計の区別の中でお金の所属をどこにするかという整理をしないといけないので一般会計に戻す部分は令和7年度以降に先送りして、今現在ご負担いただいている税金についていじることをやめて、尚且ついつどの様にして下げていくのかという部分を検討する段階に入って皆様にもう一度協議していただかなければいけないのかという事を説明させていただきました。

いずれにしても、基金をどのくらい持てばいいのかというのは、道の方も示す、示すと言いながら全く示してくれないのですが、借入金ではありますが八雲町は2億円位の基金をもっています。所得が納付金に反映するのが2年遅れ位なので今、去年より3,000万下がりましたよという部分は元年なり2年なりにコロナで皆さん所得が伸びていなかったのが4年度の納付金はかなり下がったと、逆に言うと来年、所得が今回復傾向にありますから5年、6年というのは所得ベースの納付金は上がり

るを得ないという部分がある、こういう波を1回1回税率改正しているわけにはいきませんから基金で調整していくために貯金を持って下さいよというのが基金ですから、それはやはり2億円位持つのが必要なかと考えています。

それを見越しても今税金を上げる必要はないのではないかという試算が成り立ちました。皆様も全道統一化の前のご記憶にあると思いますが、それまでは各市町村が病院に医療費を払っていました。高額レセプトが発生した場合にはその医療費をなんとかして払わなければいけなかった。支出が安定しなかった。今は納付金を払えば後は北海道が必ず払ってくれますので、シミュレーションを分けて考えられるようになったので、4年後8年後という部分がかかり考えやすくなったのが今回のシミュレーションの大きな成り立ちです。やっと皆様にも統一化の恩恵が来るのかなという風に考えております。

昨年度は来年5年度の税率を上げざるを得ないのです。ただし、いくら上げるのかは4年度にもう一度協議させてくださいとお話した部分は、4年度、5年度以降も税率は上げません。ということで、8年度に向けてどのようにして税率の構成をという部分はもう一度、5・6・7年度で検討をしていく事になると思いますのでよろしくをお願いします。

会長)

そうすると、税は今のまま据え置きで改定しないということですか。

課長)

はい、八雲町が設定している税金の率は上げません。ただし、去年も法律の方で限度額の改正で3万円上がって、ついにMAXの方は100万円を超えて102万まで行ってしまったのですが、大本の地方税法で決められている法律で決まっている部分は改正していきますけども税率は変える予定はございません。

会長)

八雲の場合5,000万今までよりも下がるが他の町村では納付金上がる市町村もあるのですか。

課長)

変わらない町が3分の1、上がる町が3分の1、下がる町が3分の1。八雲町は下がる町となります。

会長)

上がった町村は大変ですね。

課長)

$\alpha = 0$ という先ほど言った様に医療費をいっぱい使っている町は多く納付金を払うという部分はスタートはしょうがなかったのですがそれをまず戻さないとその先に12年に控えている全道統一保険料に行けないという部分があります。

会長)

この件について他に何か質疑ございませんか。

なければよろしいでしょうか。

その他何かございますでしょうか。

係長)

その他について、ご報告になりますが、先ほど来より社会貢献賞という事で 20 年以上国保運営協議会委員を務めていただいたという事で〇〇委員様を推薦させていただいております。この度、内定との通知をいただいておりますので、ご報告いたします。また、〇〇委員様におかれましても、12 年以上国保運営協議会委員を務めていただいたという事で国保連合会に推薦申し上げておりましたが、この度、内定の通知がありましたので併せてご報告いたします。また、決定し次第伝達式を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

会長)

おめでとうございます。

それでは、今日の会議はこれで終了したいと思います。

以上で今日予定されていた議題のすべてを終了いたしました。長時間にわたり慎重な審議ありがとうございました。

上記会議の記録に相違ないことを証するためにここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員